

令和7年2月10日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて（第1報～第6報）

この度の令和7年2月4日からの大雪にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【福島県】	
会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、只見町	2月7日
南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町	同上
猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村、柳津町	同上
大沼郡三島町、昭和村、会津美里町	同上
岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷村	2月9日
【新潟県】	
長岡市、東蒲原郡阿賀町	2月7日
十日町市、魚沼市	2月9日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上